

講義録レポート

講義録コード 06-08-6-101-01

講 座	社会保険労務士	科目①	基本編
目標年	2008年合格目標	科目②	労働基準法
コース	総合本科生Plus	回 数	1 回
		通算回数	2 回
用 途	☒ 個別VTR ☒ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☒ Web通信 ☒ DL通信 ☒ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

収録日	2007 年 9 月 13 日		
講師名	宮島 哲浩 先生	講義録 枚数	1 枚 ※レポート 含まず
		配布 レジュメ	1 枚

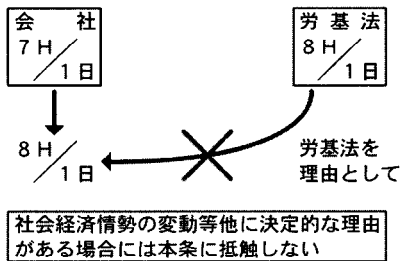
対応テスト	<ミニテスト>	科目	第 回
	<実力テスト>	第 回 ()	
使用教材	● 基本テキスト P. 2 ~ P. 21		
その他 配布物			
授業構成	●学習セミナー ☐ 基本学習セミナー (分) ●通常講義 (ミニテスト有りの講義もしくは講義のみ) ☐ ミニテスト (分) → 講義 (分) → 休憩 (分) → 講義 (分) → 終了 ☐ 講義 (90 分) → 休憩 (10 分) → 講義 (60 分) → 終了 ●補講 ☐ 補講 (分) ●テスト類 ☐ 実力テスト (分) → 休憩 (分) → 講義 (分) → 終了		
備考			

社 労 士 講義録	科 目	労働基準法	コ ー ス	総合本科生 plus	回 数	1

配布物	★ミニテスト：あり [] なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講 師	宮島 先生
	★実力テスト：あり [] なし	★その他のレジュメ []		
	◇配布物なし			

テキスト ページ	黒 板 内 容
	板書 なし

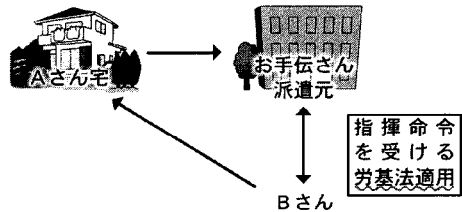
労働条件



適用除外

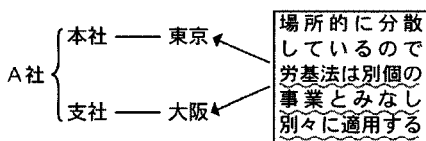
家事使用人

だれの指揮命令を受けているかで判断



労基法の適用の単位

原則
EX



男女同一賃金の原則

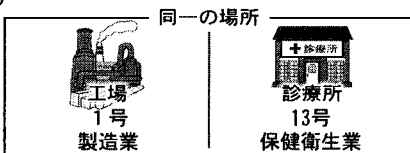
男性一月給制 } 本条違反
女性一日給制 }

- 結果的に女性の賃金が多くなったとしても当然ダメ
- 女性を有利に扱うことも禁止

過去問 H12・1-C

就業規則で、労働者が結婚のため退職する場合に女性には男性に比べ2倍の退職手当を支給することが定められているときは、その定めは労働基準法第4条に反し無効であり、行政官庁は使用者にその変更を命ずることができる。➡「○」

例外



過去問 H7・1-C
別個の事業とみなす
新聞社の本社と印刷部門は別個の事業とする
8号商業 1号製造業

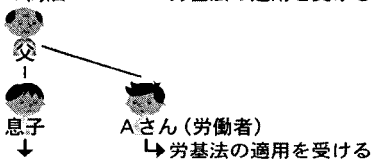
労働者の委託を受けて貯蓄金を管理する場合

社内預金	通帳保管
貯蓄金管理協定	届出
① ⑤	
貯蓄金管理規程	周知
具体的な取扱い方法	① ③ 等

適用除外

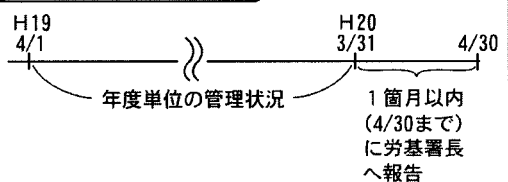
同居の親族のみを使用する場合

TAC商店 労基法の適用を受ける



事業主の指揮命令に従っている
就労の実態が他の労働者と同様にされている
(始業・終業の時刻、賃金の計算方法等)
息子も労基法の適用を受ける(労働者とされる)

預金の管理状況の報告 社内預金の場合のみ



中止命令

遅滞なく返還しない + 労働者の利益を著しく害する → 中止命令